

札幌市夜間初期救急医療体制調査分析業務の調達を企画競争に付すので、下記のとおり告示する。

令和 6 年（2024 年） 6 月 17 日

札幌市長 秋元 克広

1 契約担当部局

〒060 - 0002 札幌市中央区北二条西 1 丁目 1-7 ORE 札幌ビル 7 階
札幌市保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課 電話：011-211-3517

2 企画競争に付する事項

- (1) 調達する役務名
札幌市夜間初期救急医療体制調査分析業務
- (2) 調達案件の仕様等
「札幌市夜間初期救急医療体制調査分析業務 公募型企画競争 提案説明書」による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 契約に至るまでの方法
公募型企画競争にて行う。なお、企画競争の応募方法及び提出する書類についての詳細については、提案説明書による。

3 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格名簿に登載された者又は以下のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。ただし、その事実があった後、既に 3 年を経過した者、又はこれらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁)に基づく参加停止の措置を受けた者については、この限りでない。
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - (キ) 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 直前1期の決算（当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算）における製造、販売、請負等の実績高がない者
 - エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
 - オ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者
 - カ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者に該当する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
 - (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全でないこと。
 - (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けていないこと。
 - (6) 過去5年間に医療機関等における経営分析及び経営改善の業務実績を有していること。

4 提案説明書等の交付方法

令和6年6月17日から札幌市ホームページにて公開する。